

おきなわ木づかい推進事業委託業務企画提案仕様書

1. 業務名称

令和7年度おきなわ木づかい推進事業委託業務（以下、「本委託業務」という。）

2. 業務期間

令和7年度から令和9年度（3年間）。

ただし、令和8年度以降の委託契約締結については、前年度の実績をもとに判断する。また、県の予算措置を前提としており、3年間の業務実施を保証するものではない。

なお、令和7年度の業務期間は、契約締結日から令和8年3月23日とする。

3. 業務目的

琉球列島に固有の樹種を含む本県の木材は、多種多様な特性を持ち、木目・色合い等も多彩である。その一方で、本県の木材資源は、移入木材に比して生育・生産条件は厳しく、森林施業における自然環境保全対策の要求が高いこともあり、高コスト・小規模・少量生産であり、製材品単価が割高となっている。沖縄県の森林資源の循環利用を持続させる上で、付加価値の高い木工製品への理解醸成が求められる。

本業務では、消費者に、多少高価格帯でも県産木材の製品を購入することが森林の循環利用による多面的機能の発揮に繋がること、地産地消による地域経済の活性化、外材等の輸送に係る化石燃料の使用を抑えられる等のエシカル消費を推進することを目的とし、ひいては林業全体の持続的な発展に資する事を狙いとする。

※エシカル消費（論理的消費）：地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動（消費者庁 HP より）

4. 業務内容

本委託業務の具体的な内容は、以下のとおりとする。

ただし、各業務の具体的な内容については、応募により採用される企画提案の内容に基づき決定するものとする。表は本委託業務の数量表である。

各年度で行う業務は以下の（１）～（６）である。また、各年度の計画とは別に3年間の全体のスキーム及び各年度の事業計画（見積書を含む）を作成すること。

(1) 計画・準備

本業務を実施するにあたり、業務内容、目的、求められる成果等を十分に把握・理解した上で、前年度業務成果を参考に、改善・新規提案等のより一層の成果をひきだす計画・準備をおこなうこと。

※計画概要は現時点であり、事業の進捗・課題を踏まえ変更があるものとする。

【提案内容】

令和7年度の計画・準備の提案をすること。

(2) 県産木材普及啓発イベントの開催

①子どもから大人までを対象とした、県産木材の利用推進（週末を含めた2日以上で開催を1回以上/年）

県産木材の利用促進に向けた体験等のイベントの企画し、開催する。併せて、県の森林・林業の実情や本県の森林・林業の実情や県産木材の高付加価値化への理解に向けて、木材及び木製品の展示即売会等を実施する。実施場所は「県民の森」とし、県民の森の各施設を活用したイベント企画を考えることとする。

【提案内容】

県民の森を使用した県産木材の高付加価値化への理解を促すイベントを提案すること。

②エシカル消費を目的とした販促イベントの企画・運営（年1回以上）

県内外の消費者に向け、沖縄県の木質資源の循環利用への理解醸成を進めるとともに県産木材製品等の販促を目的としたイベントを開催する。場所は県内だけでなく、県外も含め、発注者とともに検討する。イベントの開催場所は木工業者の意向を調査した上で場所を選定し、企画・提案するものとする。実施に際しては、事前に発注者の了解を得ること。

令和7年度においては JAPAN DIY HOMECENTER SHOW（以下、DIY SHOW）に参加する。DIY SHOW では沖縄県における森林資源の循環利用を PR するとともに、沖縄特有かつ優良な木材であるリュウキュウマツを主とした展示を行う。PR にはパネルや県産木材を使用した小木工品の展示等を行う。そのため、出展を希望する県内木工業者と調整を行うこととする。出展料の負担と出展作品の運搬（開催地⇄沖縄本島往復）については当該事業費でみるものとするが、出展希望者の交通及び宿泊費、現地で販売する商品の運搬については出展事業者の負担を想定している。

イベントを実施した際は県産木製品の需要及びエシカル消費に対する意識調査を行うこととする。

PR 素材については、過年度に製作した際の資材を活用する他、その他県産木製品等を魅力的に発信できる効果的な PR 資材を製作することとする。イベントの場所、

装飾企画・PR 資材等については、県と協議の上、決定することとする。前事業（令和 6 年度ウッドバリュー推進委託業務）で作成した PR 素材の資料を別紙にて添付している。

【提案内容】

- ・イベントの企画と県ブースの内容、目的について提案すること。令和 7 年度においては県産木材の理醸成等に関するブースの内容について提案すること。
- ・木工業者との調整方法を提案すること。
- ・消費者の需要及びエシカル消費に対する意識調査の実施方法について提案すること。

（３）常設展示の運営、展示方法改善

県は、過年度より、那覇空港（ふくぎホール）及びイオンライカム沖縄（３階）において、常設展示を設け、県産木材家具の展示（県備品・県内木工事業者による無償提供展示品）及び県産木材普及啓発パンフレットの配布を行っている。

本業務では、常設展示の定期巡回（配布物の補充・展示品のチェック）を行うとともに、季節やイベント PR 時等展示方法の工夫や改善を行うものとする。また、展示品等の簡易的な修繕も含む。

企画提案にあたっては、定期巡回の方法、また、展示品の追加・更新も含めて、より効果的な展示方法を記載すること。なお、定期巡回は、月に 1 回以上を想定し、既存の冊子の配布を含むものとする。

【提案内容】

- ・常設展示の定期巡回（修繕も含む）の実施方法について提案すること。
- ・展示方法（展示の追加・更新含む）について提案すること。

（４）SNS の開設・運用

暮らしの中に県産木材を取り入れるため、県産木材やそれらを使用した木工製品の紹介、関連イベント等の情報を発信するための SNS（インスタグラム等）を開設する。

企画提案では、企画提案の際は SNS の名称・ターゲット層を明記し、大まかな投稿内容とフォロワー数を増やすための企画・手法を提案する。

令和 7 年度は SNS 開設後、月に 4 回以上投稿を行う。投稿内容について県公式アカウントとして公平性、公益性に十分留意すること。県産木材の普及 PR という観点から、ある特定の民間事業体、個人を紹介することも可とするが、特定の営利目的に加担することがないように、留意すること。

【提案内容】

- ・使用する SNS とターゲット層の決定、投稿内容、フォロワー数を増やすための企画、手法について提案すること。

(5)実績報告

業務の遂行状況について、取りまとめた業務報告書を作成し提出すること。業務報告をまとめるにあたり、県産木材の利用促進に係る県内外での課題と今後の展望について整理すること。

表 数量表（令和7年度）

事業内容	数量
計画・準備	1 式
県産木材普及啓発イベントの開催	1 回以上
〇〇〇〇〇〇〇〇	
販促イベントの企画・運営	1 回以上
DIY SHOW での PR ブースの出展	
アンケート実施	
常設展示の運営、展示方法の改善	1 式
定期巡回（1 回以上/月）	
展示品等の管理	
展示手法等の改善	
S N S の開設・運営	1 式
開設	
運営（月 4 回以上の投稿）	
報告書とりまとめ	1 式
打ち合わせ	2 回以上

5. 打ち合わせ

受託者は、発注者と十分な調整を行ったうえで業務の遂行を実施するものとし、業務の進捗状況及び実施手順を報告するほか、森林管理課の担当の求めの都度、報告を行うものとする。

打ち合わせは年 2 回以上行う。

6. 予算上限額（業務委託料上限額）

業務委託料上限額

令和7年度 487万円（予定）

令和8年度 490万円（予定）

令和9年度 490万円（予定）

ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

7. 業務委託料の積算

企画提案にあたっては、6に示した額を上限として積算すること。

ただし、一般管理費の積算については、

（直接人件費＋直接経費―再委託費）の10%以内とする。

8. 再委託の制限

再委託ができる業務範囲は以下の業務に限る。

（1）一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の契約の主たる部分に当たる業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとして、あらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務

ウ 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

（2）再委託の範囲及び承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により県の承認を得ることとする。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」等を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

- エ 国、他の地方公共団体、その他の公共団体又は独立行政法人等に再委託を行う場合
- オ その他、単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

9. 成果品等提出物

- (1) 報告書(A 4 サイズ) 1 部
- (2) 上述(1)を記録した電子記録媒体 1 部
- (3) イベント企画・運営時に製作した普及 PR グッズ(製作した場合)
- (4) SNS の投稿内容の一覧

10. 著作権等

成果物の所有権及び著作権等の知的財産は県に帰属する。

ただし、本業務に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

11. その他

- (1) 公募の際には企画が「おきなわブランド戦略」との整合を図ること。
- (2) 企画提案が選定された場合においても、提案内容の全ての実施を補償するものではない。
- (3) 事業完了時において実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。
- (4) 本業務の実施にあたって、財産の取得は認めない。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (6) その他業務実施に当たり、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議の上、発注者の指示に従うこと。